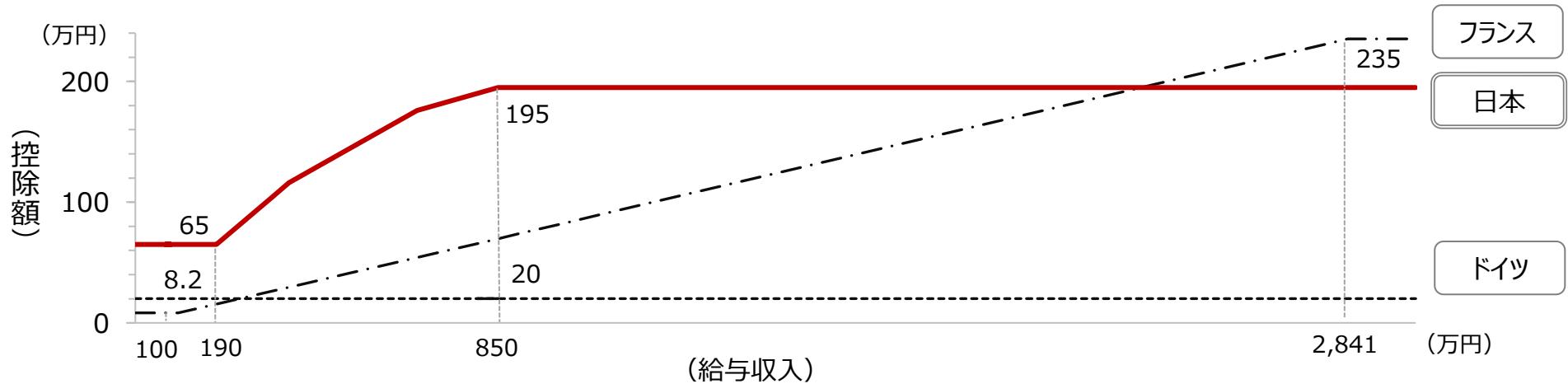


主要国における給与所得者を対象とした概算控除の概要

(2025年1月現在)

	日本	英国	ドイツ ^(注2)	フランス ^(注2)	(参考) 米国 ^(注2)
制度	給与所得控除	なし ^(注1)	被用者概算控除	必要経費概算控除	標準控除 (各種控除を含む概算控除)
控除額	給与収入に応じ、3段階の控除率(30%~10%)を適用	-	定額	定率	定額
		-	1,230ユーロ(20万円)	給与収入(社会保険料控除後)の10%	15,000ドル(231万円) ※単身者の場合
最低保障額	65万円	-	-	504ユーロ(8.2万円)	-
上限額	195万円	-	-	14,426ユーロ(235万円)	-



(注1) 給与所得者のみを対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

(注2) 概算控除制度と実額控除制度との選択制。米国の概算控除である標準控除は、医療費控除や寄附金控除等の各種所得控除を含む性格のものであり、給与所得者に限らず適用されること、また、2025年までの時限措置として、人的控除も統合されていることから、グラフに含めていない。

(注3) 日本については、令和7年度税制改正に基づいている。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=154円、1ユーロ=163円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和7年(2025年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。